

高知県宿泊施設感染拡大防止対策等支援事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県宿泊施設感染拡大防止対策等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～7条（略）</p> <p>（繰越承認申請）</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれる場合は、別記第4号様式による繰越承認申請書を令和4年3月25日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>（実績報告等）</p> <p>第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による補助金実績報告書及び関係書類を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第6号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月25日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は第2項の年度終了実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税</p>	<p style="text-align: center;">高知県宿泊施設感染拡大防止対策等支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～7条（略）</p> <p>（実績報告等）</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和4年1月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書及び関係書類を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>2 補助事業者は第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、</p>

仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合において、その金額が減じた額を上回る場合にあつては、当該上回る額）を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による報告を受け、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第7条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 第1項（略）

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第12条 第1項～2項（略）

3 補助事業者は、取得財産等があるときは、別記第9号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに第9条第1項の実績報告書に添えて提出しなければならない。

（遂行状況の報告、事業成果のフォローアップ等）

第13条（略）

（情報の開示）

第14条（略）

その金額（前項の規定により減額した場合において、その金額が減じた額を上回る場合にあつては、当該上回る額）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 知事は、前条第1項の規定による報告を受け、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容（第7条第1項の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 第1項（略）

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第11条 第1項～2項（略）

3 補助事業者は、取得財産等があるときは、別記第7号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに第8条第1項の実績報告書に添えて提出しなければならない。

（遂行状況の報告、事業成果のフォローアップ等）

第12条（略）

（情報の開示）

第13条（略）

(グリーン購入)

第15条 (略)

(委任等)

第16条 (略)

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第4号、第9条第4項並びに第12条から第14条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。

別表第1 (第3条関係) (略)

別表第2 (第5条、第6条関係) (略)

(グリーン購入)

第14条 (略)

(委任等)

第15条 (略)

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第6条第3号及び第4号、第8条第3項並びに第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係) (略)

別表第2 (第5条、第6条関係) (略)